

ルターは、国中で設立されており、妻の利益を保護するために法律が制定されている。警察署では、家庭内での虐待法の執行を優先順位が一番上に置いている。この問題は、公の光の下に持ち出され、統制を受けることが不可欠である。

2 1994 年女性に対する暴力法の概要

1994 年、連邦議会は「女性に対する暴力法 (Violence Against Women Act)」を可決し、クリントン大統領が署名した。その目的は、州等 (州、準州、インディアン特別区) によるドメスティック・バイオレンス (以下、第 2 節及び第 3 節では「DV」という。)、ストーキング、性的暴行への対応能力を高めることであり、連邦の助成金や支援を通じて、地域間格差を埋めることが企図されている。

以下は、「女性に対する暴力法」の規定により新たに設けられた、連邦の DV 対策の概要である。

- Interstate Domestic Violence の犯罪化…DV を構成する行為が州をまたがって遂行された場合に、連邦犯罪とする。州法間でみられる保護の軽重を是正するのが目的である。
- 他州の裁判所が発した民事保護命令の遵守・執行義務
- 銃器所持の欠格条項に、「DV 保護命令を受けていること」を追加
- 性暴行や DV 被害者のカウンセラーにも、精神療法医や心理学者と同じく、職務上知り得た事実の秘匿特権を付与…証拠開示による二次被害の防止
- 郵政当局に対する、DV 被害者やシェルターの住所の秘匿義務
- 全米 DV ホットラインの開設 (Toll-Free、24 時間)
- 州や自治体等への助成金プログラム
 - ・ S・T・O・P…警察、検察、民間が、各々の対策を向上させるとともに、コミュニティ全体として互いの連携も強化させることがねらい。
 - ・ 逮捕方針奨励助成…逮捕を出発点として矯正に至るまでの刑事司法全体を一貫した、被害者支援策 (及び加害者更生策) の構築がねらい。
 - ・ COPS…DV に焦点を絞ったコミュニティ・ポリシング手法の開発・促進がねらい。
- 性別を動機とする暴力に対する民事救済の保障

3 マサチューセッツ州一般法 209A 「虐待防止法」

本節では、米国の一つの州を例にとり、具体的に DV から被害者を保護するためにど

のような法制が取られているのかをみることにする。次節の後藤弘子助教授の論考でも本節で概説するマサチューセッツ州一般法 209A（「虐待防止法」）について言及があるので、その際にも参照されたい。

(1) 本法の概要

1978 年に制定されて以降、83 年、84 年、87 年、90～96 年までの各年、計 10 回改正された。

その要点は、家族又は世帯構成員により虐待を受けた者は、老若男女を問わず、本法に基づく虐待の申立てを行い、裁判所に対し、希望する内容の命令発付を要請するというもの。命令の違反は、刑事上の軽罪及び法廷侮辱罪の両方に該当する。

★手続の概観★

本法に基づく命令の発付を求める者は、原則として、開廷時間内に管轄の裁判所に行き、申立て用紙、被告情報用紙、住所非開示要望書に記入する。事務官が受理手続を完了すると、（先行する事件に関するファイルが既に存在する場合は、それと共に）書類が法廷に送られる。

（ほとんどの場合そうであるが）緊急時には、まず、原告のみからの聴聞に基づく仮命令（有効期間 10 日）が発付され、当該命令は警察官によって被告に送達される。

仮命令失効日には、両当事者出廷の下に正式聴聞が開催され、裁判所は、仮命令の失効又は更新（修正も可。期限は最大 1 年まで延長可）を決定する。被告の不出廷時には、効力は自動的に更新する。もっとも、原告の側が不出廷という場合も現実には多く、その間の膨大な裁判所事務は水泡に帰することとなる。

なお、本法に基づく命令による救済は、家裁が発付する家庭関係の保護／禁止命令や、他の刑事・民事救済と併用して差し支えない。

(2) 条文の概要

以下では、虐待防止法を条項の順にみていく。条文については、趣旨を簡記するにとどめた第 3B 条、第 3C 条、第 5A 条、第 9 条以外は、できるだけ忠実にその内容を紹介するよう試みたが、逐語訳ではなく、ある程度理解しやすいように表現を改めている。

第 1 条 定義

「家族又は世帯構成員」(family or household members)：現在又は以前の配偶者。現在又は以前の世帯構成員。過去又は現在の姻族、継子又は血族（未成年の子を含む。現在も過去も同居している必要性はない。）。実質的に交際している又は婚約中の関係にある者。

「裁判所」(Court)：上級(Superior)裁判所、検認(Probate)及び家庭(Family)裁判所、地方(District)裁判所、事実審裁判所ボストン市裁判部(Boston municipal court departments of the trial court)をさす。

「虐待」(abuse)：家族又は世帯構成員により、次の 3 つのカテゴリーのうち、1 つ以上に該当する行為が行われること。

(a) 身体的危害の発生又はその未遂

※身体的危害とは、殴る、蹴る、こづくなど態様を問わず身体的傷害を現実を受けること。

(b) 身体的危害の切迫の恐怖に陥れること

※脅迫、及び攻撃は行われたが暴行に至らなかった状態。

(c) 暴力、脅迫又は強要によって意思に反した性的関係に従事させること

※婚姻関係の有無にかかわらない。

「立退命令」(vacate order)：対象である敷地（居住家屋、被害者の職場など）から立ち去り、近づいてはならないとする裁判所命令。これを受けた場合には、被告は、直ちに、当該家屋の鍵を被害者に返却しなければならない。

※被害者による当該家屋敷地の占有を妨害したり、家財道具を破損したり、電気・ガス・水道類を止めたり、被害者宛ての郵便を止めたりすることも禁じられる。

第 2 条 裁判管轄

本法の手続は、原告の居住地に管轄を有する裁判所において審理される。

※被害者は、虐待を避けるために居を移した場合には、虐待発生時の居住地を管轄する裁判所又は現在の居住地を管轄する裁判所のいずれで提訴するか、選択することができる。

第 3 条 （大人又は未成年からの）保護を求める申立て

大人又は未成年の家族又は世帯構成員からの虐待を被っている者は、裁判所において、当該虐待からの保護を求める申立てを起すことができる。命令内容として、以下の 9 例を示すが、これに限られるものではない。

(a) 被告（大人か未成年を問わず）に対し、原告を虐待することを禁ずる命令

(b) 被告（同上）に対し、裁判所の許可無く、原告に連絡をとることを禁ずる命令

(c) 被告に対し、直ちに、住居及び職場を立ち退き、近づかないよう命ずる命令

※立ち退き命令は、1 年を超えない有期。必要に応じて更新。

(d) 原告に対する、未成年の子どもの臨時の監護権の認定。

※この臨時の監護権が認められないと、原告が逆に未成年誘拐として告訴されかねない。

(e) 被告に扶養義務がある場合に、原告又は原告の監護下にある子ども又はこの両者に対する一時的な生活費・養育費の支払い命令。

(f) 被告に対する、被虐待者への、虐待の直接的結果として被った損害の金銭的弁償の支払い命令。

※弁償対象となりうる損害の主なものは、収入や扶養の損失、電気・ガス・水道等の修復の経費、傷害に対する見舞金、鍵や家具の付替・買換代金、医療費、引越代、弁護士費用。

(g) 原告の住所の非開示命令

(h) 被告に対し、原告の子ども又は原告が養育・監護する子どもを虐待したり、裁判所の許可無く連絡をとることを禁ずる命令

(i) 被告に対する、加害者治療プログラムへの参加の勧告（裁判官の裁量でなしうる）

申立ての無償： 被害者が申立てをするため、又は被害者やその弁護士が、裁判所命令の謄本又は将来の提訴に備えて合理的に必要なとされる一件書類の謄本を得るために、費用を徴収されることはない。

救済／命令／延長： 裁判所により付与されるいかなる救済も、1年を超えない有期のものでなければならない。すべての命令には失効の日時及び再聴聞の日時が記載されていなければならない。原告が命令失効の日には裁判所に出頭した場合には、裁判所は、原告の保護に合理的に必要な期間命令を延長するか否か、又は恒久命令に切り替えるか否かを決定しなければならない。

裁判所は、また、被害者の申請によって、原告又はその養育・監護する子どもを虐待から保護するために必要と考えられる期間、命令を延長することができる。命令の有効期間中に虐待が一度も起きなかったという事実のみをもって、命令の延長や新しい命令の発付が拒否されたり、命令の失効や無効が認められたりしてはならない。

変更： 裁判所は、いずれかの当事者の申請に基づき、発付後の何時でも、命令に変更を加えることができる。原告の住所が非開示とされており、被告が裁判所命令の変更を申し立てたときは、裁判所は、原告に通知する責任を負う。

非開示住所： いかなる場合であっても、裁判所は、いずれの非開示住所をも開示してはならない。

不動産への無影響： 本法の命令は、不動産に対する物権にはいかなる意味でも影響を与えない。

和解の強制の禁止： 裁判所は、両当事者に対し、当該事案のいかなる局面についても和解を強制してはならない。裁判官は、情報収集目的で、保護観察局や被害者支援団体に事案を付託することはできても、これらの情報収集期間中に両当事者の面会を強制してはならない。

迅速性の不必要： 裁判所は、本法によるいかなる申立てをも、直前の虐待の発生から相当の期間内に申立てがなかったという理由のみで却下してはならない。

相互の虐待・連絡禁止命令： 裁判所は、特別に文書による事実認定をした後でなければ、いかなる虐待予防措置に伴う相互禁止命令をも発付してはならない。事実認定後、裁判所は、仮に両当事者が命令違反状態にある（とみられる）場合にいずれの側が命令違反を行ったのかについて、どの警察官にも分かるような十分に特定した詳細な命令を出さなければならない。

第3 A条 申立人に告知が必要な情報

本法の申立てがあった際には、申立人には、ここでの手続が民事であり、発付された命令の違反が犯罪となることを告知しなければならない。さらに、申立人には、他の刑事手続もとりうるという情報を適当な地区検事局が準備して与えるべきであり、当該地区検事局は、ストーキング法違反の告訴を含む刑事訴訟開始に必要な手続に関して申立人を指導すべきである。

※ストーキング法では、ストーキング行為自体に加え、各種保護命令に違反して行うストーキングや、常習ストーキング行為を別個の犯罪として規定している。

第3 B条 銃火器の譲渡制限—告知及び聴聞

第3 C条 携帯免許の停止の継続及び引渡命令

〔概要〕 原告が、虐待の危険切迫の実質的蓋然性を証明した場合には、裁判所が、被告に対し、銃火器携行免許の即刻停止・提出、保有する銃火器・弾薬の引渡しを命じるべきこと及び告知・聴聞等の手続を規定。引渡命令の違反は犯罪となる。

第4条 無通知で発付される命令

本法の申立てがあった際に、虐待から原告を保護する必要があると考えられるときは、裁判所は、第3条規定の救済を含む臨時の命令を発出することができる。

すなわち、原告が、虐待の危険が切迫している実質的蓋然性を立証すれば、裁判所は、必要性を認めた場合には相手方に通知せずに臨時の救済命令を発することができ、発付後は、直ちにその旨を被告に通知しなければならない。原告から臨時命令の継続及び他の救済の付与の請求がある場合は、裁判所は、その是非に関して命令発付から10開廷日以内に被告に聴聞の機会を与えなければならない。

通知は適当な法執行機関によってなされなければならない。

もし被告が事後の聴聞に出廷しなかった場合には、臨時命令は再発付を要せずにその効果を持続するものとする。

第5条 裁判所閉廷時又は原告の出廷不可能時の裁判官による緊急命令

裁判所の閉廷時、又は原告が著しい体調不良のため出廷できないときは、どの裁判所のいずれの裁判官も、第4条の規定に従って救済を付与することができる。

本条により発付されたいずれの命令及びその根拠書類も、翌開廷日に、発付をした裁判所によって、当該案件の管轄を有する裁判所に対し、認証されなければならない。

第5A条 警察による州外命令の執行

〔概要〕 州外の保護命令に対し十分な信頼と信用をもって執行すべきことを規定。

第6条 警察官の任務：権利の告知―逮捕の要件

いずれの警察官も、家族又は世帯の構成員が虐待されていた又は虐待される危険にあると信ずる理由があるときには、さらに虐待がなされることを防ぐためにあらゆる合理的な手段を使わなければならない。以下のような行動が主なものとして示されている。

- 1) 警察官の不在時には、少なくとも当事者の一方に切迫した身体的危険が及ぶと信じる理由がある限り、現場に残るべきである（合理的期間住居内に留まることも含む）。
- 2) いかなる法と抵触しようとも、直近の救急病院まで搬送したり、保健施設への適当な交通手段を手配するなどして、被害者が暴行の治療を受ける援助をすべきである。
- 3) 被害者が安全な場所（シェルターとの指定待合せ場所、家族や友人の家など）に到着するよう、被害者の意向とすべての状況に照らした合理性を考慮して、援助を行うべきである。
- 4) 被害者に、「被害者の権利書」を手渡し、読み聞かせるなどして、迅速かつ十分な権利告知を行うべきである。

※「被害者の権利書」とは、虐待の被害者がどのような命令を申請する権利があり、いかなる手続をとるべきかを具体的かつ平易に説明した書面。

- 5) 裁判所閉廷時に、緊急裁判所制度（第5条）を作動させ被害者を援助すべきである。
- 6) 加害者が保釈の要件を満たし即時に釈放されうる場合には、被害者にその旨を通知すべきである。
- 7) 臨時又は恒久的な立退、虐待禁止、連絡禁止、その他の命令又は他州の裁判所が発付した同様の保護命令に違反したことを目撃したり、又はそう信ずる相当な理由を有する場合に、その者を逮捕すべきである。

※被害者であることが判明している人の供述があれば相当な理由があるとされ、その相当性は被疑者の否認によって減殺されることはない。

★ 第7)号は必要的逮捕(mandatory arrest)を規定したものである。本法の保護命令違反は、（罰則が長期2年半の拘置所なので）軽罪であるが、本条文によって、重罪（死刑又は長期1

年以上の刑務所)のみにしか許されない「現行犯又は相当な理由があるときの無令状逮捕」が特別に許可されている。

このような有効な命令が出されていない場合でも、ある者が a)重罪を犯した、b)本法で定義する虐待を伴う軽罪を犯した、c)州刑法に違反して不法な身体的接触（脅迫・暴行）を行った、と警察官が目撃するか又はそのように信ずる相当な理由を有する限り、逮捕するのが望ましい対応とされるべきである。

★ これらの規定がなければ、軽罪の無令状逮捕は許されない。コモン・ロー上、軽罪の無令状逮捕は、「公共の平穩侵害」に関わるものであり、かつ警察官が犯行を現認しており、かつ逮捕時まで犯行が継続していることを要件としている。

例えば、Simple Assault(暴行未遂・着手、現実の危険の切迫を抱かせる脅迫)は軽罪だが、本法により無令状逮捕可能。ただし Threat(言葉のみによる単なる脅迫)は、本法の虐待の定義に該当せず、無令状逮捕不可。

※無令状逮捕ができる場合でも、被疑者が逃亡した場合は、迅速に逮捕令状を請求すべきこととされている。

※被疑者の居宅内での逮捕には逮捕令状が必要。また、第三者の居宅内での逮捕には、逮捕令状のほか、第三者の同意、搜索令状のいずれかが必要。ただし、法の規定か、危急の状態（逃亡のおそれ、証拠隠滅のおそれ、凶悪犯罪続行のおそれなど）のいずれかがあれば、被疑者又は第三者居宅内での無令状逮捕も正当化される。

逮捕に関する留意点

逮捕の是非を判断をする際は常に、被害者及び関係する子どもたちの安全を最優先すべきである。

両当事者を逮捕した警察官は、事件発生報告書に加えて、二重逮捕の根拠を述べた詳細な報告書面を必ず提出しなければならない。

※警察の法執行方針でも、本条文の趣旨を受けて、DVの重大性を矮小化し被害者に及ぶ危険が増すからという理由で、二重逮捕を強く抑制している。

警察官は、合理的かつ誠実に本法に従って行動したときの相当な理由に基づく逮捕については、DV事案のいずれかの当事者が起こした、人身や物の損害に関するいかなる民事訴訟からも免責される。

※警察の法執行方針でも、逮捕の判断は相当な理由の有無によるべきで、被害者の告訴意思や、将来公判廷で証言する意思の有無で判断してはいけないこととしている。

裁判官は、本法の下で逮捕・勾留された加害者が釈放される場合には、直ちに被害者に通知するよう合理的な手段を尽くした上、被害者の要請があれば、書面の接近禁止命令を発しなければならない。

第7条 DV違反への罰則—DV登録の検索—未執行令状

本法の申立てにつき検討する裁判官は、保護観察当局が運営する州全土のDV登録システムを検索し、当該被告がDVその他の暴力に関わる民事又は刑事の前歴を有するかどうか調べなければならない。

当該被告に対し未執行の令状が存する旨の情報を受けた際は、裁判官は、適当な警察官に通知して、被告の最近の立ち回り先に関するあらゆる情報を転送しなければならない。未執行の令状が存在する場合は、裁判官は、すべての状況に照らして、申請人に対する切迫した身体的傷害のおそれの有無について事実認定しなければならず、おそれがある場合には適当な警察官に通知して、実行可能な限り早く当該未執行令状を執行するために、あらゆる必要な手段をとらせるべきである。

本法等による命令が発付された場合は、裁判所の書記は、全ての命令の謄本2通、申立て状の写し1通、召喚状を適当な法執行機関に渡さなければならない。法執行機関は、すべての命令の写しの1通、申立て状の写し、召喚状、銃火器使用の停止又は提出命令の通知を被告に送達し、裁判所に迅速に報告しなければならない。

警察官は、虐待防止命令の執行のために合理的手段を尽くさねばならない。法執行機関は、当該命令違反の現場に臨場する警察官が、命令の存在と条件を必ず把握するために必要な手続きを構築すべきである。命令が無効となった場合には、裁判所は法執行機関に対し書面でその旨を通知し、当該無効の命令に関する全ての記録を破棄するよう指示しなければならない。

各虐待防止命令には、「この命令の違反は犯罪です」との記述が必要である。

当該命令の違反に対しては、5,000ドル以下の罰金、矯正院（軽犯罪者監置施設）における2年半以下の懲役、又はこの両方が課せられ得る。

第8条 原告の住所の秘匿—未成年の関わる記録

原告の請求があれば、裁判所は、原告の住所を非開示とするため、住民閲覧の対象となる申立て状その他すべての裁判所書類から原告の住所を削除しなければならない。また、その住所が被告およびその弁護士にも開示されることのないよう、配慮しなければならない。

本法の規定による手続で原告又は被告が未成年であるものの記録は、原則として、当事者とその関係者以外の一般の閲覧対象には含まれてはならない。

第9条 申立ての様式

〔概要〕申立て用紙は全裁判所共通で、原告に理解できる言葉で書かれていなければならない。

第10条 加害者治療プログラムへの参加による考査

保護観察の条件として認定された加害者治療プログラムに付託された者に対しては、裁判所は、300ドルの費用を要する考査を受けるよう課さなければならない。この考査費用は、治療プログラムそのものの費用に加えて課すべきである。その者の経済的状态によっては、裁判所の裁量で、考査費用を減額したり放棄することは可能である。

本条による考査は、他の罰金、追徴、又は損害賠償に加えてなされるべきである。

※ 加害者治療プログラムへの付託は、いかなる暴力犯罪の前科もない場合に認められることがある。参加を命ぜられた被告は、定期的に出席しなければならない。もし命令どおりに治療に参加しなかった場合は、執行を猶予されていたいかなる刑罰をも課されることになる。そのほか、薬物濫用者に対しては、そのための治療を、加害者治療プログラムに加えて受けるよう命ずることができる。

〔参考文献〕“1999 Massachusetts Domestic Violence Handbook--3rd Edition”, Commonwealth Police Service, Inc., 1999

“The Massachusetts Prosecutor’s Manual: Domestic Violence & Sexual Assault”, The Massachusetts District Attorney’s Association, 1997